

・地域開発振興関連法 (平成15年4月現在)

法律名	目的	助成措置等	県内対象市町村
<p>低開発地域工業開発促進法 (工業振興課)</p>	<p>低開発地域における工業の開発を促進することにより、雇用の増大に寄与し、地域間における経済的格差の縮小を図り、もって国民経済の均衡ある発展に資することを目的とする。</p>	<p>特定事業用資産を買い換えた場合の課税の特例 特別土地保有税の非課税</p>	<p>青森市 弘前市 むつ市 駒崎町 (3市1町)</p>
<p>豪雪地帯対策特別措置法 (市町村振興課)</p>	<p>積雪が特にはなはだしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域について、雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善に関する総合的な対策を樹立し、その実施を推進することにより、当該地域における産業の振興と民生の安定に寄与することを目的とする。</p>	<p>特別豪雪地帯における特例 孤立集落を解消するため、基幹的市町村道で国土交通省大臣が指定するものの改築事業は、県が代行できる。 通学の困難を緩和するため、公立小・中学校の分校の校舎、屋内運動場等の新増築、構造上危険な状態にあるものの改築や児童生徒の寄宿舎及び教職員の宿舎の新増改築に対して国庫補助率の特例が講じられる。</p>	<p>(豪雪地帯) 全市町村 (特別豪雪地帯) 青森市 黒石市 五所川原市 平内町 今別町 蓬田村 鯉ヶ沢町 相馬村 西目屋村 浪岡町 平賀町 碓ヶ関村 野辺地町 東北町 十和田湖町 (3市8町4村)</p>
<p>山村振興法 (市町村振興課)</p>	<p>国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている山村が産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位ある実情にかんがみ、山村振興の目標を明らかにするとともに、山村振興に関する計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に関し必要な措置を講ずることにより、山村における経済力の培養と住民の福祉の向上を図り、あわせて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>特別事業(山村振興等農林漁業特別対策事業等)の採択 基幹的市町村及び農道、林道、漁港関連道の整備に対する都道府県の代行 住宅金融公庫資金の貸付条件の緩和 農林漁業金融公庫資金の貸付 事業実施に対する補助率の高上げ 事業施設に対する採択基準の緩和 辺地債についての特別措置 森林等の保全事業等を行う第3セクターに対する税制等支援措置</p>	<p>青森市 黒石市 五所川原市 平内町 蟹田町 今別町 蓬田村 平館村 三厩村 鯉ヶ沢町 深瀬町 岩崎村 岩木町 相馬村 西目屋村 大鱒町 平賀町 碓ヶ関村 金木町 市浦村 小泊村 七戸町 横浜町 川内町 大畑町 東通村 風間浦村 佐井村 脇野沢村 三戸町 田子町 新郷村 (3市15町14村)</p>
<p>農村地域工業等導入促進法 (工業振興課)</p>	<p>農村地域への工業等の導入を積極的かつ計画的に促進するとともに農業従事者がその希望及び能力に従ってその導入される工業等に就業することを促進するための措置を講じ、並びにこれらの措置と相まって農業構造の改善を促進するための措置を講ずることにより、農業と工業等との均衡ある発展を図るとともに、雇用構造の高度化に資することを目的とする。</p>	<p>税制上の措置 ・農用地等を譲渡した場合の特別控除 ・特定事業用資産の買換えの特例 ・機械、建物等についての減価償却の特例 ・特別土地保有税の非課税 ・地方公共団体が固定資産税等の課税の減免をした場合の減収補填 金融上の措置 ・農村地域工業等導入資金融通促進事業 ・公庫、日本政策投資銀行の低利融資制度</p>	<p>青森市及び八戸市を除く、65市町村 (6市34町25村)</p>
<p>工業再配置促進法 (工業振興課)</p>	<p>過度に工業が集積している地域から工業の集積の程度が低い地域への工場等の移転及び当該地域における工場の新増設を環境の整備その他環境の保全及び雇用の安定に配慮しつつ推進する措置を講ずることにより、工業の再配置を促進し、もって国民経済の健全な発展を図り、あわせて国土の均衡ある発展と国民の福祉の向上に資することを目的とする。</p>	<p>産業再配置促進費補助金の交付 税制、財政上の措置 ・固定資産税の課税免除、不均一課税に対する地方交付税による減収補填 ・特別土地保有税の非課税 工業団地造成利子補給金(地方公共団体)</p>	<p>(特別誘導地或)全市町村 (8市34町25村)</p>

法律名	目的	助成措置等	県内対象市町村
水源地域対策特別措置法 (河川砂防課)	ダム又は湖沼水位調節施設の建設によりその基礎条件が著しく変化する地域について、生活環境、産業基盤等を整備し、あわせて湖沼の水質を保全するため、水源地域整備計画を策定し、その実施を推進する等特別の措置を講ずることにより関係住民の生活の安定と福祉の向上を図り、もってダム又は湖沼水位調節施設の建設を促進し、水資源の開発と国土の保全に寄与することを目的とする。	国の負担又は、補助の割合の特例 指定ダムまたは指定湖沼水位調節施設の建設に対応する特定の整備事業について、国の負担又は補助の特例 国の普通財産の譲渡 整備事業の用に供する必要がある国の普通財産を関係地方公共団体に譲渡 国の財政上及び金融上の援助	南郷村 西目屋村 (2村)
過疎地域自立促進特別措置法 (市町村振興課)	人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。	過疎対策事業債の発行 基幹道路・公共下水道の都道府県代行制度 国庫補助率の高上げ ・教育施設（統合小中学校校舎等）1/2 5.5/10 ・保育所 1/3～1/2 1/2～5.5/10 ・消防施設 1/3～5.5/10 等	蟹田町 今別町 蓬田村 平籠村 三厩村 鯉ヶ沢町 木造町 深瀬町 岩崎村 稲垣村 相馬村 西目屋村 大鱈町 碓ヶ関村 金木町 中里町 市浦村 小泊村 十和田湖町 横兵町 天間林村 川内町 大畑町 東通村 風間浦村 佐井村 脇野沢村 田子町 名川町 南郷村 倉石村 新郷村 (14町18村) 経過措置対象団体：森田村 車力村
辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律 (市町村振興課)	辺地を包括する市町村について、当分の間、当該辺地に係る公共的施設の総合的、かつ、計画的な整備を促進するために必要な財政上の特別措置等を定め、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図ることを目的とする。	法の定めによる総合整備計画に基づく事業に要する経費について地方債(辺地対策事業債)を財源とすることができる。 辺地対策事業債 充当率100% 元利償還金の80%交付税措置	黒石市 五所川原市 十和田市 平内町 蟹田町 蓬田村 三厩村 鯉ヶ沢町 深瀬町 岩崎村 車力村 岩木町 西目屋村 大鱈町 浪岡町 平賀町 碓ヶ関村 中里町 市浦村 野辺地町 七戸町 百石町 横兵町 上北町 東北町 六ヶ所村 川内町 大間町 東通村 佐井村 三戸町 田子町 福地村 南郷村 倉石村 新郷村 (3市19町14村)
防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律 (防災消防課)	自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。	防衛施設周辺における生活環境等の整備を図るため、障害防止工事、住宅防音工事、移転の補償、民生安定施設への助成を行うほか、特定防衛施設を有する市町村に対して、公共用施設の整備を行うため、特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付する等の措置を講ずる。	青森市 弘前市 八戸市 十和田市 三沢市 むつ市 車力村 岩木町 西目屋村 野辺地町 七戸町 百石町 六戸町 上北町 東北町 下田町 天間林村 六ヶ所村 東通村 五戸町 (6市9町5村)

法律名	目的	助成措置等	県内対象市町村
<p>半島振興法</p> <p>(市町村振興課)</p>	<p>三方を海に囲まれ、幹線交通体系から離れ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある半島地域(架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。)について、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もって地域住民の生活の向上と国土の均衡ある発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>金融上の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本政策投資銀行の特利融資 ・中小企業金融公庫、国民生活金融公庫の融資 <p>税制上の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却の特例 ・買換え資産の特例 ・特別土地保有税の非課税 ・事業税、不動産取得税及び固定資産税の不均一課税 <p>財政上の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半島循環道路等の整備(事業費の配慮、地方道改築事業国庫補助率嵩上げ(半島5.5/10)) ・基幹的市町村道等の整備(県代行制度) ・小型航空機用飛行場等の整備 ・地方単独道路整備事業に対する地域総合整備事業債の許可 ・辺地法の対象地域の拡大 ・農道整備事業の採択基準緩和 	<p>(津軽地域)五所川原市 蟹田町 今別町 蓬田村 平館村 三厩村 木造町 森田村 柏村 稲垣村 車力村 板柳町 金木町 中里町 鶴田町 市浦村 小泊村 (1市7町9村)</p> <p>(下北地域)むつ市 野辺地町 横浜町 東北町 六ヶ所村 川内町 大畑町 大間町 東通村 風間浦村 佐井村 脇野沢村 (1市6町5村)</p>
<p>総合保養地域整備法(リゾート法)</p> <p>(市町村振興課)</p>	<p>良好な自然条件を有する相当規模の地域で、国民が滞在しつつ行うスポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の多様な活動に資するための総合的な機能を民間事業者の能力を最大限に活用し、整備することによって、ゆとりある国民生活並びに当該地域及びその周辺地域の振興を図る。</p>	<p>税制上の優遇措置</p> <p>国 税：対象施設についての特別償却</p> <p>地方税：特別土地保有税の非課税 事業所税の非課税、減免</p> <p>日本政策投資銀行による第3セクターに対する無利子融資(特定民間施設の一部が対象)及び低利融資</p> <p>地方債等の特別措置</p> <p>規制緩和措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法等による処分についての配慮 ・国有林野の活用についての配慮 ・港湾に係る水域の利用についての配慮等 	<p>津軽岩木リゾート構想(平成2年6月承認) 対象市町村 弘前市 黒石市 鯨ヶ沢町 深浦町 岩崎村 岩木町 大鰐町 平賀町 (2市5町1村)</p>

法律名	目的	助成措置等	県内対象市町村
<p>地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律</p> <p>(市町村振興課)</p>	<p>都市機能の増進及び居住環境の向上を推進するための措置等を講ずることにより、地方拠点都市地域の一体的な整備の促進を図るとともに、過度に産業業務施設が集積している地域から地方拠点都市地域への産業業務施設の移転を促進するための措置等を講ずることにより、産業業務施設の再配置の促進を図り、地方の自立的成長の促進及び国土の均衡ある発展に資する。</p>	<p>地方行財政上の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方自治法の特例 地方債の特例・配慮 不均一課税に伴う減収補填措置 都市計画上の特例等 拠点整備促進区域制度及び拠点整備土地区画整理事業制度の創設 開発許可の特例 都市開発資金の拡充 公団・機構の業務の特例等 地域振興整備公団の業務の特例 通信・放送機構の業務の特例 卸売市場法の特例 地方住宅供給公社法の特例 税制上の特例 買換特例、特別償却、特別土地保有税の非課税融資 日本政策投資銀行等政府系金融機関による低利融資 N T T 等無利子融資 その他 公共施設の整備及び住宅・住宅地の供給の促進 地域の電気通信の高度化への配慮 	<p>本県の指定状況等</p> <p>平成5年2月八戸地域を地方拠点都市として指定。</p> <p>八戸市 三沢市 百石町 六戸町 下田町 五戸町 名川町 階上町 福地村 南郷村 (2市6町2村)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成5年8月「八戸地方拠点都市地域基本計画」を承認。 平成6年10月「八戸地方拠点都市地域整備アクションプログラム」策定・公表 平成9年4月「八戸地域21世紀活力圏創造整備計画」策定 <p>平成6年9月弘前地域を地方拠点都市地域として指定。</p> <p>弘前市 黒石市 五所川原市 森田村 柏村 岩木町 相馬村 西目屋村 藤崎町 大鰐町 尾上町 浪岡町 平賀町 常盤村 田舎館村 碓ヶ関村 板柳町 鶴田町 (3市8町7村)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成8年1月「弘前地方拠点都市地域基本計画」を承認 平成9年3月「弘前地域オフィス・アルカディア整備事業」事業採択 平成9年10月「弘前地方拠点都市地域整備アクションプログラム」策定、同年12月公表
<p>特定産業集積の活性化に関する臨時措置法</p> <p>(工業振興課)</p>	<p>経済の多様かつ構造的な変化に対処するため、特定産業集積の有する機能を活用しつつ、その活性化を促進する措置を講ずることにより、地域産業の自立的発展の基盤の強化を図り、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p>	<p>地域振興整備公団が、基盤の技術産業集積活性化地域で工場用地等の造成、工場等の整備、賃貸、譲渡を行う高度化等計画の承認を受けた者への産業基盤整備基金による債務保証</p> <p>高度化等計画の承認を受けた中小企業者への中小企業信用保険の特例</p> <p>特定事業者への税制上の優遇措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別償却（機械等 15～25%） 特別土地保有税の非課税 <p>基盤の技術産業集積活性化促進地域における設備投資等（特定事業者等）に対する政府系金融機関による低利融資</p> <p>高度化計画の承認を受けた者への研究開発等に対する補助制度</p>	<p>八戸市 十和田市 三沢市 七戸町 百石町 六戸町 上北町 下田町 五戸町 福地村 (3市6町1村)</p>

法 律 名	目 的	助 成 措 置 等	県 内 対 象 市 町 村
原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法 (むつ小川原振興課)	原子力による発電が我が国の電気の安定供給に欠くことのできないものであることにかんがみ原子力発電施設等の周辺の地域について、地域の防災に配慮しつつ、生活環境、産業基盤等の総合的かつ広域的な整備に必要な特別措置を講ずること等により、これらの地域の振興を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的とする。	道路、港湾、漁港、消防用施設、義務教育施設の整備に対する国の補助率の嵩上げ(5/10 5.5/10等) 地方債の元利償還経費に対する交付税措置 不均一課税を行った場合の減収補填措置	十和田市、三沢市、むつ市、平内町野辺地町、七戸町、百石町、十和田湖町、六戸町、横浜町、上北町、東北町、天間林村、下田町六ヶ所村、東通村 (3市10町3村)